

基本財産を担保に提供するときの手続きについて

1 概要

基本財産を担保提供し、借り入れを行う場合、基本財産の経済的価値を下げるものとなるため、基本財産処分と同様に所轄庁の承認が必要となります。

2 手続きの流れ

- ① 理事会で基本財産を担保提供することについて承認を得る。
- ② 評議員会で基本財産を担保提供することについて承認を得る。
- ③ 市へ基本財産担保提供承認申請を行う。
- ④ 市からの承認を受け、当該基本財産を担保に設定する。
- ⑤ 抵当権設定の登記を行う。

3 基本財産担保提供承認申請書類一覧

	区 分	施設建設等 及び不動産 購入資金の 借入	運営（運 転）資金の 借入	担保物件 の変更	担保物件の 変更(軽易 なもの)	備考	
1	申請書	○	○	○	○	指定様式	
2	理事会及び評議員会 の議事録（写）	○	○	○	○	原本証明要	
3	財産目録	○	○	○	○	直近の会計年度の もの	
4	不動産登記事項証明 書	○	○	○	○	原本（1部は写しで も可）	
5	資金計画書	○	○	○	○	借入金の用途につ いての計画書	
6	資金計 画関 係書 類	補助金等の決定 （内示）通知書 の（写）	○	—	○	—	原本証明要
		助成金等の決定 （内示）通知書 の（写）	○	—	○	—	原本証明要
		自己資金の贈与 契約書（写）	○	—	○	—	原本証明要
		身分証明書、印 鑑証明書、残高 証明書	○	—	○	—	原本証明要
		法人本部会計等 の決算書	○	○	○	—	
		借入金決定通知 書（写）等	○	○	○	—	原本証明要

	区分	施設建設等 及び不動産 購入資金の 借入	運営（運 転）資金の 借入	担保物件 の変更	担保物件の 変更（軽易 なもの）	備考	
7	償還計画表	○	○	○	○		
8	償還財 源関 係書 類	償還財源贈与契 約書（写）	○	○	○	—	原本証明要
		身分、印鑑登録、 所得証明書	○	○	○	—	原本証明要
		各種補助要綱	○	○	○	—	
9	工事関係見積書、契 約書（写）、領収書 （写）	○	—	○	—	原本証明要	
10	売買関係見積書、契 約書（写）、領収書 （写）	○	—	○	—	原本証明要	
11	図面	○	○	○	—	平面図・配置図（担 保物件を色分けす ること）	
12	事業計画書	○	○	—	—	借入金を事業等に 充当する場合	

※ 各2部提出してください。

4 その他

- (1) 基本財産に根抵当権を設定することは認められません。
- (2) 定款で所轄庁の承認を受ける必要がないケース（独立行政法人福祉医療機構や同機構との協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関への担保提供）に当てはまるものは、承認を受ける必要はありません。